

災害対応特殊化学消防ポンプ自動車

(I 型)

製造仕様書

令和 6 年度

匝瑳市横芝光町消防組合

目 次

第1章 概要

1 趣旨	1
2 関係法令等の適合等	1
3 仕様の変更	1
4 工事の施工等	1
5 提出書類	2

第2章 車体の構造及び艤装関係

1 シャーシ	3
2 車体の構造	5
3 キャビン	7
4 車体の艤装	9

第3章 電装関係

1 電装品及び警報装置	1 2
2 消防専用無線電話装置	1 5
3 AVM	1 6

第4章 ポンプ装置関係

1 主ポンプ	1 6
2 真空ポンプ	1 7
3 吸水装置	1 8
4 自動揚水装置	1 8
5 ポンプ集中操作装置及び計器類等	1 8
6 動力伝達装置	1 9
7 吸水口、放水口及び中継口	1 9
8 ポンプ配管	2 1
9 ドレーン	2 1

1 0	冷却装置	2 1
1 1	ポンプスロットル	2 2
1 2	自動調圧装置	2 2
1 3	不凍液注入装置	2 2

第5章 水槽関係

1	水槽	2 2
2	構造	2 3

第6章 薬液槽関係

1	薬液槽	2 3
2	構造	2 4

第7章 薬液混合装置関係

1	泡消火薬剤混合装置	2 4
---	-----------	-----

第8章 ホース延長資機材及び昇降装置

1	ホース延長用資機材	2 5
2	動力昇降装置（展開式）	2 5

第9章 放水器具等

1	管そう	2 5
2	取付品及び附属品	2 5

第10章 塗装及び記入文字関係

1	塗装	2 6
2	メッキ	2 6
3	記入文字等	2 7

第11章 検査

1	中間検査	28
2	完成検査	28
3	特別検査	28
4	実施方法	29
5	その他	29

第12章 補足

1	登録手続き	29
2	納入	30
3	技術指導の実施	30
4	その他	30

別表	32
----	----

第1章 概要

1 趣旨

この仕様書は、匝瑳市横芝光町消防組合（以下「当組合」という。）が令和6年度に製作する総重量11トン未満の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（I型）（以下「車両」という。）の艤装、性能その他車両の製作に関し必要な事項を定めるものとする。

2 関係法令等の適合等

車両についてはこの仕様書に定めるもののほか、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路交通法（昭和36年法律第105号）、消防車両の安全基準検討会が定める「消防車用両の安全基準について」（平成20年3月）、消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年省令第24号）、消防防災設備整備費補助金交付要綱（平成14年消防消第70号）、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年消防消第49号）その他関係法令等の規格、基準等に適合したものとすること。

また、積載品及び付属品についても国又は消防庁で定める技術上の基準に適合したものとすること。

3 仕様の変更

本車両の艤装にあっては、使用の目的が十分達せられるよう承認を得てから制作すること。

また、仕様の変更を要するときは、当組合と協議の上、当組合に当該変更内容を記載した書面を提出し、承認を得た場合にのみ、当該変更をすることが出来る。

4 工事の施工等

受注者は、本仕様書に基づく工事が完全かつ強固に施工出来るよう事前に検討を行った上で施工すること。

なお、受注者は、本仕様書を十分検討の上、契約するものとし、契約後にお

ける一切の疑義は、全て当組合の解釈に従うこと。

また、受注者は、契約締結後本仕様書について当組合担当職員と打合せを行い、仕様の細部について確認を行うこと。

5 提出書類

(1) 受注者は、製作に先立ち、次に掲げる書類を各2部提出して当組合の承認を得ること（最終打ち合わせ後14日以内）。

ア 製作工程表

イ 製作図面（1／20）

（ア）艀装外観5図面

（イ）主要装備品積載図

（ウ）ポンプ搭載・配管図

（エ）電気配線系統図

（オ）重量及び重心位置計算書（積算総重量表を含む）

ウ 諸元明細書（シャーシの仕様について、当組合の承認の上、用意すること）。

エ 車両価格内訳表

オ その他当組合が指示するもの

(2) 製作中に提出する書類については契約締結後当組合担当者が指示する進捗状況を示す書類及び画像を定期的に提出すること。

(3) 車両納入時に、次のものを各2部（指示あるものはその数）製本、提出すること。

ア 完成図（1／20）

イ 最終艀装5面図

ウ 最終電気配線図

エ ポンプ性能検査表

オ 取付品及び付属品取扱説明書

カ 取付品及び付属品メーカー連絡先一覧表

キ 鑑定プレート及び受託試験合格プレートの写し

ク 完成車重量測定表（実測表）

- ケ 自動車検査証（写し）
- コ 写真（サービス版、前面・左右側面・後面・上部、別途指定する記録媒体を併せて提出）
- サ 緊急自動車等の指定申請（届出）書類一式
- シ 赤色警光灯等検査証明書
- ス その他当組合が指示するもの

第2章 車体の構造及び艤装関係

1 シャーシ

(1) シャーシは、令和6年式とし、令和6年度に自動車メーカーが消防専用シャーシとして公表した標準取付品が装備されているものであること。緊急消防援助隊として活動時スペアタイヤを全輪使用可能とする為、後輪車軸は6穴とする。

(2) 主要諸元

ア 型	式	G V W 1 1 トン級・キャブオーバー型ダブルキャブ (総重量は11トン未満・中型免許対応車両)
イ 全	長	7, 200mm以下 (車庫を計測の上極力短く制作すること)
ウ 全	幅	2, 400mm以下
エ 全	高	2, 980mm以下
オ	ホイールベース	3, 800mm以下
カ	エンジン	ディーゼルエンジン
キ	最高出力	177KW (240ps) 以上 (消防検定出力)
ク	総排気量	5, 150cc以下
ケ	変速機	マニュアルトランスミッション
コ	駆動方式	四輪駆動
サ	乗車定員	6名 (全席シートベルト付き)
シ	制動装置	エアオーバー式サイドブレーキ
ス	タイヤ	アルコア製アルミホイール付スタッドレスタイヤ 全輪 ホイールボルト 6穴 (後輪8穴不可)

(メッキナットキャップ付
M社製XDW ICE GRIP又は後継品
245/70R19.5)

- セ 燃料タンク 100L以上
- ソ バッテリー 145F51以上×2個
- タ オルタネーター 24V-90Ah
- チ サスペンション 前後強化バネ (フロントスタビライザー付き)
- ツ 寒冷地仕様 (ヘッドライトウォッシャー無し)
- テ 排気ガス装置 車両標準とする。ただし、ポンプ室上部に収納庫を設けられない場合には排気ガス装置を移設し、収納庫を運転席側ポンプ室下部に設けること。

(3) 装備品

- ア パワーステアリング
- イ 坂道補助発進装置
- ウ 助手席側電動格納式ミラー (鏡面リモコン式・ヒーター付き)
- エ 電動油圧キャブチルト装置 (支え棒付き)
- オ 左折・後退警報装置 (サイレンアンプ式)
- カ バッテリーメインスイッチ (作動確認灯付き)
- キ マニュアルエアコン (純正品)
- ク SRSエアバッグ (運転席)
- ケ パワーウィンド (全ドア)
- コ 集中ドアロック
- サ AM・FMラジオ (カーナビゲーション内臓)
- シ バックカメラ&ルームミラー型モニター (シャーシメーカー固有)
- ス LEDヘッドランプ
- セ LEDフォグランプ
- ソ フロントメッキグリル
- タ 牽引用フック (前後)
- チ サンバイザー (左右)
- ツ サイドバイザー (樹脂製)

- テ 泥除けゴム（全輪）・ホースカー昇降用電動油圧シリンダー前車体幅全面
- ト ナンバーフレーム（前後ステンレス製）
- ナ オイルパンヒーター（無停電電源装置と共用コード長別途協議の上決定）
- ニ 動力伝達装置（P T O）
- ヌ エンジンアワーマーター（車種固有運転席メーター内）
- ネ エンジン油温計（車種固有運転席メーター内）
- ノ エンジン回転計（車種固有運転席メーター内）
- ハ ドライブレコーダー（前方撮影）
- ヒ D C D Cコンバーター（24 vから12 v変換・カーナビ及び別途12 v車内電装用）

（4）付属品

- ア フロアーマット（全席ゴム製）
- イ スペアタイヤ（車両同一 6穴）
- ウ タイヤチェーン（シングル）
- エ ブースターケーブル
- オ 標準工具
- カ 非常信号用具
- キ 牽引ワイヤー

2 車体の構造

- （1）車体の構造は、両側面及び後部にシャッターを設けたオールシャッター構造とし、水槽容量1,800L以上、薬液槽300L、自衛噴霧装置、自動吸管巻き取り装置、照明、ポンプ装置上部に収納庫を設け、各種装備品等を固定する棚（可動式含む）及び固定装置を装備する。
- （2）車体は、堅牢で十分な強度及び安定度を有し、機動性、耐久性、耐食性に優れ、重量バランスに優れたもので、常時登録された車両総重量の状態において、充分耐え得るものであること。

また、車体の主要構造体であるサブフレームは鋼鉄製とし、それ以外の車体フレーム等は全てアルミニウム素材を使用し総体的な重量軽減を図るとともに、車体の重量バランスにも配慮すること。

車体フレームの主要構造体は、アルミニウムパネルにて構成された独立した左右の環状パネルフレームを結合し、構造体の強度は環状パネルフレームそのものと、左右各1本の支柱のみで担保し、その他の支柱、梁、壁等は強度部材として一切必要としないアルミニウム製プロファイル材を用いた内部レイアウトの自由度の高い構造とする。

なお、アルミニウム素材の使用にあたり応力や振動を緩和する装置を設けること。

車体に使用するアルミニウムパネルは防錆処理（アルマイト処理）を施したものとすること。

- (3) 骨組みは、完全に自立する構造とし、サブフレームを設け、側板、腰板等に直接大きな荷重を負担させないこと。
- (4) 車体上部及び各ステップ類は、すべてアルミ縞板を使用すること。
- (5) ボディに取り付ける部品の取付けボルト、ナット、ビス、蝶番類は、全てステンレス製を使用することとし、貫通部分で危害を及ぼす部分は袋ナットを使用すること。
- (6) 蹴込部等塗装剥離の恐れがある箇所には、ステンレスまたはアルミ板等の保護板を張ること。
- (7) ポンプ室の形状は、ポンプ及び配管を容易に取り出し得る構造とすること。また、ポンプ室上部は左右貫通の資機材収納庫とし、収納庫床面は左右に200mm程度張出すものとし、左右に落下防止用可動式パイプを設けること。また左右天井付近にパイプ及びS環フック（5個）を各々設けること。ポンプ室上部に収納庫を設けられない場合には、シャーシの排ガス装置を移設させ、運転席側のポンプ室下部に収納庫を設けること。
- (8) ポンプ室の点検口は可能な限り大きく製作し、内部に進入が容易な構造とすること。
- (9) ステップは、端部周辺を折り曲げ、切断面の返りは仕上げ処理をし、身体に危害が及ばないように入念に仕上げること。
- (10) 車両上部前後方に直径約25mmのステンレスパイプで1段又は2段式の手すり又はこれと同等ものを取り付けること。
- (11) 灯火類、計器、スイッチ等には、必要に応じてステンレス製の保護枠を取

- り付けること。
- (12) キャビンの艤装又はアルミ縞板及びステンレス板を直接骨格、あるいは外板に取り付ける場合は、外周から水の侵入を防ぐためシール剤を塗ってから取り付けること。
- (13) 車体側面の後部収納庫の下部の扉及びリヤフェンダー扉は開閉式とし、扉は下開き式で扉を開けた時にステップ（チェーンレスダンパー又はバネ式）として使用出来るよう、内側にアルミ縞板を取り付けること。
- なお、フェンダー（全輪）及びホースカー昇降装置前（車体幅全面）に泥除けゴム（ステンレス製ゴム抑えステー付き）を取り付けること。
- (14) 坂道勾配を考慮し、アプローチアングル及びデパーチャーアングルを確保すること。
- (15) バッテリーは、点検及び交換が容易に行えるよう引出式とすること。
- なお、バッテリー保護カバー等を設け、点検用に上部を容易に脱着出来る構造とすること。
- (16) 排気マフラー付近にパンチングメタルを使用してやけど防止の措置を施すこと。

3 キャビン

- (1) キャビン前方に、消防章、メッキグリル及び十分な強度を有する手すり（2箇所）を設ける。（別途協議）。
- (2) キャブルーフは、標準ルーフとし散光式赤色警光灯を上部に必要な応じて架台を設けて取付けとすること。
- (3) キャビン後部の昇降用ステップはキャビン一体型ワイドステップとする。
- ただし、安全装置の関係で取付に疑義が生じる場合には、別途協議の上形状を決定するものとする。
- (4) フロントバンパーと一体となるようキャビン前ドア下部を延長すること。
- (5) 乗車人員6名（運転席1名、助手席1名、後部座席4名）とし、全座席にシートベルトを取付け、厚手のビニールシートカバーを張ること。（別途色指定）
- (6) 前席は、中央部の座席を取り除き、空きスペースに吸引機、2L携帯酸素

及び有効な収納ボックスをパンチングメタル等を使用して設けること（取付位置及び構造は別途協議）。また、地図入れボックスを運転席後部に設けること。（位置形状別途）

- (7) 運転席及び助手席にサンバイザーを設け、ルームミラー上部に別途指示する電装品を取り付けること。
- (8) 運転席及び助手席側サイドミラーはヒーター付きとすること。
- (9) 運転席及び助手席側サイドミラーは鏡面リモコン式ミラーとすること。
- (10) 後部座席の背もたれは、空気呼吸器を容易に装着出来るようカット式シートとすること。
- (11) 後部座席の後部は、パンチング加工等を施し、空気呼吸器の取付け装置4基（ウォーカーウェイブラケット）、面体フック4個及び別途指示する資器材を固定装置を設けて固定すること。
- (12) キャビン内に、100V電源インバーター（容量は別途指示）付き3口コンセント（容量表示）を2か所設けること（設置位置別途協議）。
- (13) キャビン上部に大阪サイレン製モーターサイレン7SA型を助手席に足踏み式のモーターサイレンスイッチ（蓋付き）付で設けること。
- (14) 前席と後部座席の間に手すりを設け、保護チューブ付きS字フック6個を設けること。
- (15) 前後ドアは窓枠上部にサイドバイザー、下部にドア連動点灯式LED式フットランプを取り付けること。
- (16) キャビン内に、携帯用拡声器取付けブラケットを取り付けること。
- (17) キャビン内の運転席及び助手席の天井にルーフネットを、中央部及び後部座席の天井に収納棚（パンチングメッシュタイプ。後部座席については隊員の乗車に支障をきたさない範囲で取り付ける。）、固定ベルト（マジックバンド等、個数別途協議）及びS字フック（個数別途協議）を、後部座席の天井にルーフネット2個をそれぞれ取り付けること。

なお、キャビン内天井の取付品は、キャビン内外の電装品等の点検を行う際に、取り外すことなく点検が出来る位置に取り付けること。

- (18) キャビン内に空気呼吸器用の予備ボンベを3本以上収納出来るよう固定位置を設けることとし、当該予備ボンベが走行の振動等により移動しないよう

な構造とすること。

- (19) キャビン左右ピラー部分に乗降用のステンレス製手すりを4箇所取り付けること。
- (20) 各ドアには、夜間後方より視認出来るよう再帰性に富んだ反射材を貼ること。
- (21) 車体前後にナンバーフレームを取り付けること。
- (22) キャビン上部に「千葉県 匠瑛化学1」の対空表示を行うこと。

4 車体の艤装

- (1) 車体両側板は、嵩上げ加工を施し、シャッター内の開口面積を最大限確保するため、シャッターの巻き取り装置は嵩上げ部分に隠蔽する構造とし、LED式隊名灯を左右に1組設け赤色点滅灯及び作業灯を埋込式にて左右各2個設けること。

- (2) 左右ポンプ室下部及び左右リヤフェンダー部はステップ兼用扉(チェーンレス式)とする。

また、後輪後部左右に資機材収納ボックスを設け扉はステップ兼用扉(チェーンレス式)とする。

なお、各扉は軽量化を図るためアルミニウム製とし、スムーズに開閉でき油圧ダンパーによる開放防止措置を施し、且つシャッターを閉めることにより開放をロックする構造とする。

- (3) ステップ兼用扉は、当該扉の縁に再帰性に富んだ反射材の貼付けを行うとともに、急な扉の開放を防止するためダンパー式又はバネ式開閉機構とすること。

なお、ステップ兼用扉開放警告ランプ(後述するシャッター扉開放警告ランプ兼用)及びサイドブレーキを解除した場合の警告音装置をキャビン内の別途指示する場所に設置すること。

- (4) 左右ポンプ操作部床面その他水の滞留するおそれのある場所は、水抜用の穴又は隙間を設けた構造とすること。

- (5) 左右ポンプ操作部後方シャッター内は、資機材収納庫とし、収納スペースを構成する支柱等は、車両の経年における運用状況に合わせ柔軟に位置変更

が可能な構造とするためアルミニウム製プロファイル材を用いること。

また、車体と支柱、間仕切り板、側板等の連結については、同様の理由により、ビスによる固定方式を採用することとし、溶接による固定は行わないこと。

ホースレイヤー収納庫上部は左右側面に貫通式の収納庫とし、可動式棚を用いるなど収納庫の作成には密に協議の上作成すること。

また、器具収納スペースの容積については、可能な限り多く確保し、展開式固定装置及び引出式固定装置等を積極的に用いて積載品等の取り出し及び収納が容易な構造であり、必要に応じて積載品固定金具、間仕切り、棚、引出装置、水抜き穴等を設けること（詳細別途打合せ）。

(6) 資機材収納庫は、必要に応じて展開式ラック、固定金具、固定バンド、木製ボックス、間仕切り及び可倒式パイプ等を設けること（詳細別途協議）。

(7) 資機材収納庫に設ける資機材固定ベルト（ワンタッチ式）については、積載資機材を変更した際、ベルトの位置についても変更出来る構造とすること。

(8) シャッター扉は、アルミ製バーハンドル式シャッター扉（施錠シリンダー付き）とし、ステップ等を用いなくても閉められるよう補助バンドを取り付けるとともに、開閉に応じて収納庫内照明灯を自動点灯及び消灯させるためのリミットスイッチを取り付けること。

なお、補助バンドはシャッター扉を閉める際に邪魔にならないようバンドの先端に面ファスナー等を用いて固定出来るようにすること。

また、シャッター扉及び（ステップ兼用扉）開放警告ランプ、サイドブレーキを解除した場合の警告音装置をキャビン内の別途指示する場所に設置すること。

(9) 資器材収納庫内にハンガー等で衣類を掛けられるようにパイプを設け、別途指定するチューブ付きのS字フックを取り付けること。

(10) 資機材収納庫に必要に応じて防水加工を施したスノコ等を用いること。

(11) 各資機材収納庫に使用する取手及び蝶番類は、すべてステンレス製とすること。

(12) 各資機材収納庫の扉は、堅牢に取り付けるとともに、開放時に車体に接触する部分に緩衝材（ゴム板等）を取り付けること。

(13) 車体後方には、加納式ホースレイヤーを電動油圧昇降装置（展開式・埃侵入防止の措置を施すこと）にて積載し、バーハンドル式アルミ製シャッター扉（カギ付ロック機構式）を設けること。

なお、ホースカー未収納警告ランプ及びサイドブレーキを解除した場合の警告音装置をキャビン内の別途指示する場所に設置すること。

(14) バッテリー引出装置を設け、引き出した際の電気ケーブル等に余裕を持たせるとともにワンタッチで固定及び解除が出来る構造とすること。

(15) 車体上部に、三連はしごの展開式はしご昇降装置を取り付けること。この際、引き出しステーは、地上から操作出来るようになるべく低い位置とする。

なお、はしご昇降装置は、車体重量バランスを考慮したアルミ製で軽量化を図るとともに上部にはかぎ付はしごを左側面にはとび口2本を収納出来ること。

また、キャビン内の別途指示する場所に、はしご昇降装置未収納警告ランプ及びサイドブレーキを解除した場合の警告音装置を設置すること。

(16) 車体上部に、アルミ縞板製の堅牢な収納ボックスを設けること。

なお、ボックス上部に堅牢な固定用フックを設けること（個数及び位置は別途協議）。

また、ボックス内側はバックボードを収納するため、固定ベルト（ワンタッチ式）を設けるとともに、可動式の仕切り板等によりボックス内を区切れる構造とすること（収納ボックスのサイズ等は別途協議）。

(17) キャビン後部左右に展開式リングステップを設け、車体後部右側に車体上部昇降用展開式はしご（アルミ製）を1個設けること。

(18) 手すり、ステップは必要と思われる場所に設置すること（個数及び位置は別途協議）。

(19) 車体上部に薬液用の固定装置を設けること（収納袋付き）。

(20) 車体後部はブレーキ連動型車高灯を設けること。

(21) 扉等に別途指定する部分にラッチ鍵を使用するなど2重ロック構造とすること。

第3章 電装関係

1 電装品及び警報装置

- (1) 艀装メインスイッチ（作動確認灯付き）を設けること。
- (2) 電子サイレンアンプ（大阪サイレン製TSK-D152音声合成機能付き別途指定音声入力すること（匝瑳市横芝光町消防組合消防本部仕様・マイクMC-D1L）、各種スイッチ（10連スイッチボックス等）、消防無線機等はセンターコンソール又はオーバーヘッドコンソールに取付けとすること（詳細は別途協議）。
- (3) ダッシュボードに2DINナビゲーションシステムを取り付けること。
- (4) バックカメラ&ルームミラー型モニター（シャーシメーカー固有）を取付け、車体が後退時（バックギアと連動）に運転席から画像を確認出来るものとする。
- (5) ルームミラー付近に前方録画ドライブレコーダーを取り付けること。
- (6) 散光式赤色警光灯ウィレン製CVS12R24（1520mm・ストロボパターンコントローラー付き）は車両ルーフ上に直に取付けし（必要に応じ架台を設けること）、LED式点滅灯とすること。
なお、電子サイレンスピーカー、電動サイレンスピーカーを内蔵すること。
また、サイレンのスイッチは各LED式警光灯と連動すること。
- (7) キャブフロントパネル部（ウィレン製M6FCR24）、ストロボパターンコントローラー付き）及びフロントバンパー下部付近に（ウィレン製WIONBR24又はWIONSMBR24）にLED式警光灯を2式取り付けること。
なお、後述する散光式赤色警光部で1式、別にフロントパネル、側面及び後面のLED式警光灯は1つのトグル式スイッチ計2式で発光パターンに切り替えられるよう結線すること。スイッチは運転席助手席間の収納ボックス付近の別途指定する場所に取り付けること。
- (8) 車体後部左右にLED式警光灯（ウィレン製M6FCR24、フロントグリル連動ストロボパターンコントローラー付き、ステンレス保護枠付き）を各1個取り付けること。
- (9) 車体両側面上部にLED式警光灯（ウィレン製M6FCR24、フロント

グリル連動ストロボパターンコントローラー付き)を左右各2個取り付けること。

(10) 車体後部左右に作業灯(ウィレン製M6ZC24)を各1個取り付けること。なお、スイッチ(スモール連動LED照明付き)は、車体後部の操作しやすい位置に取り付けること。また、点灯状況を知らせる警告灯(作業灯及び車体上部作業灯兼用)及びサイドブレーキを解除した際の警報音装置を取り付けること。

(11) 車体両側面上部に作業灯(ウィレン製M6ZC24)を左右各2個取り付けること。

なお、スイッチ(スモール連動LED照明付き)は、点灯出来るよう車体前左右部の操作しやすい位置に取り付けること。

また、点灯状況を知らせる警告灯(作業灯及び車体上部作業灯兼用)及びサイドブレーキを解除した際の警報音装置を取り付けること。

(12) 作業灯のメインスイッチは、エンジンキー連動とし、キャビン内の別途指示する場所に点灯状況を知らせる警告灯及びサイドブレーキを解除した際の警報音装置を取り付けること。

(13) スモール連動型LED式の隊名灯(色等別途指定)を左右ポンプ室上部付近の嵩上げ部に埋込式で設けること。

(14) 車体前部間の左右にサーチライト(佐藤工業製フラッシュボーイSP-Q20)を各1器取り付けること。

なお、サーチライトのポールは、電動により伸縮及び手動により角度調整が出来るものとし、落下時破損防止のスプリングを取り付けること。

また、スイッチ(スモール連動LED照明付き)は、それぞれサーチライト直近の操作しやすい位置に取り付けるとともに、キャビン内の別途指示する場所に、収納状況及び点灯状況を知らせる警告灯及びサイドブレーキを解除した際の警報音装置を取り付けること。

(15) サーチライトは、専用安定器において点灯に必要な電圧を確保するよう配線を施すこと。

なお、取付けは資機材の積載に支障とならない位置とすること。

(16) 右左折及び後退警報器は音声式とし、サイレンアンプ式とする。

(17) キャビン室内前部のサンバイザー付近にドア連動型スイッチ付LED灯(助手席側には暗幕等を用いて運転に支障のないよう遮光すること)を取り付けること。

また、後部座席天井にドア連動型スイッチ付LED室内灯1個を支障とならない位置に取り付けること。

なお、シャーシ標準のキャビン室内灯は収納棚又は機器の取付け等に支障がなければ残すこと。

(18) オイルパンヒーターコンセント(防水キャップ、AC電源コード付き(長さは別途協議))を、別途指示する場所に設けること。ただし、他の外部電源装置から兼用で設けられる際には不要とする。

(19) 左右後輪前部のフェンダー側面付近にバス型LED式路肩灯を各1個取り付け、点灯はスモールランプに連動すること。

(20) 車体後端部が確認出来るように路面を照射するLED灯を取り付けること。
なお、点灯は、スモールランプに連動させること。

(21) 資機材収納ボックス内及びその他必要な場所には、LED式照明灯を取り付けること。

なお、各シャッター及び展開式ステップ扉に、リミットスイッチを設け扉を開放した際にそれぞれ点灯すること。

また、メインスイッチはエンジンキー連動とし、各シャッターが解放の警告ランプ及びサイドブレーキを解放した際に、キャビン内の別途指示する場所に警告音を発するよう配線すること。

(22) シャッター連動の収納庫内の照明とは別にポンプ操作に係る計器類にPTOスイッチ連動のLED式照明灯を必要数取り付けること。

また、各照明操作スイッチ付近にはスモール連動のLED照明灯を取り付けること。

(23) 車体後部左右にLED式リヤコンビネーションランプ及びバックランプを車体後部に取り付けること。

(24) キャビン内の別途指定する位置に10連スイッチボックス(大阪サイレン製SBW-100)を取付け、各種電装品類のスイッチとすること(使用する電装品類は別途協議)。

- (25) 電気機器は雑音防止を施すとともに、スイッチ類で必要と思われるもの及びモーターサイレンにはリレーを設けること。
- (26) 電気機器及び各種灯火類の配線は、外部に露出しないようにし、車両のメインスイッチ（エンジンキー、バッテリースイッチを別に設ける）を切ったとき、すべて開路となること（無線機を除く）。
- なお、ヒューズボックスを増設し、取付け機器は全てヒューズを通すこと（容量及び使用機器名を明記すること）。
- (27) 車体上部アルミ縞板製ボックス付近に足元を照射するための照明灯（LED）を取り付けること（個数及び位置は別途協議）。
- また、スイッチ（スモール連動LED照明付き）は、それぞれ後部の操作しやすい位置に取り付けるとともに、点灯状況を知らせる警告灯（作業灯及び車体上部作業灯兼用）及びサイドブレーキを解除した際の警報音装置を取り付けること。
- (28) 各部分に使用する電球等は、原則として自動車用のものとするとともに、LEDを積極的に使用し、バッテリーへの負荷を抑えること（ブレーキ、ウインカー、ポジション灯、ナンバー灯、路肩灯等）。
- (29) 運転席側に全自動電子バッテリー（ずぼら充電器）マグネット式の外部電源ソケットを設けること。取付け位置については別途協議。
- なお、車両側受電コネクタには、剥き出し防止のため下開き式の蓋を取り付けること。

2 消防専用無線電話装置

- (1) 車載型無線電話装置（支給品）は、当組合が指定する車両から移設し、無線機本体、アンテナ、同軸ケーブル、送受話器、車内拡声スピーカー及び外部切り替え装置等を取り付けること（外部スピーカー、アンテナ等は新品とする）。
- なお、電源は、直接バッテリーから取ることとし、別途トグルスイッチを設け、当該スイッチにより電気回路の開閉が可能な機構とすること。
- (2) 車外無線装置はポンプ室左右に吸管収納状態で使用出来るよう側板をくり抜いた形状に設置し、スピーカー及び送受話器を左右に各1個取り付けるこ

- と（取付け位置等は別途協議）。
- （３）車載型無線電話装置は、納車時に使用可能な状態にすること。
 - （４）車載型無線電話装置のアンテナについては、キャビン上部に設けること。
 - （５）消防専用無線電話装置移設に係る工事は当組合指定する業者と打合せし費用は受注者の負担とする。

3 AVM

- （１）キャビン内にAVM（支給品）一式を当組合が指定する車両（現匠瑳化学１）から移設すること。
- （２）AVMモニターは、キャブ内センターコンソール付近に取付け、左右への角度調節が可能な構造とすること。
- （３）AVMの外部設定器はポンプ室左右の消防専用無線電話装置付近に設けること（取付け位置等は別途協議）。
- （４）AVMのアンテナについては、キャビン上部に設けること。
- （５）AVM移設に係る工事は当組合指定する業者と打合せし費用は受注者の負担とする。
- （６）（１）～（５）と別に別途指定する予備車両（現野栄ポンプ１）のAVM装置について一式撤去すること。費用は受注者の負担とし、当組合指定の業者と十分協議打合せの上施工すること。なお、プラスチック製収納箱にを用いて保管出来るようにすること。

第４章 ポンプ装置関係

1 主ポンプ

- （１）高機能インデューサー付き高圧２段バランスタービンポンプとし、ポンプ性能はA－２級とすること。
- （２）ポンプ部のインペラー、ガイドベーンは青銅鋳物を使用し、両側のカバーは青銅鋳物又はねずみ鋳鉄を用い、ポンプ軸にあつてはステンレス鋼を使用し、熱処理後、研磨仕上げを行うこと。
- （３）放水性能は、次に掲げるとおりとする。

ア 規格放水量 0.85MPaで2,500L/min以上

イ 高圧放水量 1. 4MPaで2, 100L/min以上

(4) 排水装置は電動式とし、PTOスイッチに連動して作動すること。

また、非常用PTOを使用することで、エンジン停止時にドレーンの開放をストップ出来る構造とする。また、電動コックの故障等による非常時においても、揚水が出来る様に任意で操作出来る非常装置（手動コック等）も設けること。

なお、非常装置には操作方法を記したプレート等を設けること。

(5) 主ポンプのグラントはグラントパッキン部及び主ポンプ軸受部へのグリス注入口を設け、容易に増し締めが行える構造とすること。

2 真空ポンプ

(1) 真空ポンプは無給油式の5翼偏芯ロータリーポンプとし、1回転あたりの排気量は1, 275cc以上とし、性能等については次に掲げるとおりとすること。

ア 規定の吸水管(75mm以上×12m)を使用し試験をした場合、試験時大気圧の84%に達する時間が15秒以内とすること。

イ 漏気は、30秒間に10mm以内とすること。

ウ 30秒で700mmHg以上の高真空度を得ることが出来ること。

エ 寒期でも機能に異常をきたさない構造とし、真空ポンプの耐久性を向上させるため細かい砂や異物を分離するための気水分離装置を設けること。

(2) クラッチは電磁クラッチとし、クラッチが繋がった瞬間、電磁クラッチに大きな負荷をかけないように動力伝達装置は歯付きVベルト2本がけとすること。

(3) 操作はポンプ室両側に設けられた液晶モニタ式操作盤の押しボタンスイッチにより行うものとし、非常用ボタンを設けること。

(4) 落水時にポンプから排水をすることなく再度吸水を可能とするため真空ポンプ停止スイッチの取り出し口はサクシオン側とし、フロースイッチにより停止させること。

(5) 真空ポンプ作動時に、効率良く配管内の空気を排出するため配管内に空気抜き用の配管を2系統以上設けること。

3 吸水装置

吸水装置の能力は、吸水量 $1.0 \text{ m}^3/\text{min}$ （吸水高さ 3 m）のとき、バルブを全開にしても落水せず、60 秒以内に揚水を完了するものとする。

4 自動揚水装置

起動装置は、車体左右側面に設けた操作ボタンにより作動出来るものとし、ボタンを押すことにより自動的に真空ポンプの回転数を適正回転まで引き上げ、揚水完了とともにクラッチが切れ回転数を自動的に低速に落とす方式とする。

なお、非常時には別回路で作動出来る非常用スイッチを設けること。

5 ポンプ集中操作装置及び計器類等

車両 P T O スイッチ連動で電源、ポンプ操作に関連するスイッチ及び照明が入るものとし、主ポンプ運用操作盤（真空ポンプ操作盤）は視認性に優れた LED バックライト式高解像度カラー液晶画面で、操作スイッチは液晶画面の耐久性を考慮して、画面脇に一体式に取り付けられている押しボタンスイッチにより運転・画面切替等の操作が容易に出来るものとする。

また、液晶モニタ式運用操作盤は車体左右にそれぞれ設け、次の機能を有すること。

(1) 操作パネル（液晶モニタ）

① 真空ポンプの運転は、真空ポンプ運転スイッチを押すと、エンジン回転数が真空ポンプの運転回転数まで自動的に上昇するとともに真空ポンプが運転され、揚水完了時に主ポンプ圧力が約 0.3 MPa 以下で、エンジン回転数がアイドリング回転まで自動的に下降し、真空ポンプが停止すること（自動揚水装置）。

また、真空ポンプ運転中に再度真空ポンプ運転スイッチを押せば、真空ポンプが停止すること。その他、車体左右に非常用の真空ポンプ運転スイッチを別系統で設けること。

② 画面には吸水口、中継吸口、放水口の開閉表示、真空ポンプ作動、揚水完了表示、各ボールロックの開閉状況、主ポンプの運転状況及び放水時におけ

る水の流れる状況が把握出来る流水表示すること。

③ポンプ圧力計・ポンプ連成計はアナログ式を用いること。ポンプ流量を液晶モニタ内に表示が出来ること。

また、流量計については車体の左右に関わらず、両側面の放水口の流量が確認出来る他、画面の切替操作により積算流量が表示すること。

④緊急減圧スイッチを設け、ボタン操作時は即座にエンジン回転をアイドリングまで下げ、放水圧力を減圧する機能を有すること。

(2) 運転席にエンジン回転計、油温計（LED照明付き）を取り付けること。

(3) ポンプ集中操作装置の表示画面は液晶パネル式とし、「真空ポンプ作動状況」、「各放口・中継口・吸水口の開閉状況」、「揚水状況」、「エジェクターの開閉状況」、「流量及び積算流量」、「ポンプ回転」等の表示及び水の流れが容易に確認出来る図形式とすること。

なお、直射日光が入っても視認しやすいように、ランプ類は超高輝度LEDを使用すること。

また、振れ止め指針式の圧力計及び連成計を設けること。

6 動力伝達装置

ポンプ運転のための動力取り出しは車両運行に全く影響をおよぼさず効率よく十分に動力伝達ができ、かつ、操作が容易なものとし、動力伝達はキャビン内運転席付近に押しボタンスイッチを設けること。

7 吸水口、吸水管巻取り装置、放水口及び中継口

(1) 吸水口は、75mmボールコック（ストレーナー付き）とし、ポンプ室左側及び電動吸管巻き取り装置（引出時手動・収納時電動・サイドプル方式）にエルボを設けて取り付けること。

(2) 吸水管は、電動吸管巻き取り装置を車体に対して垂直方向にポンプ室前方に配置し、積載し左右どちらからでも容易に引き出せ、ロック及び解除が出来る構造とすること。

吸水管は、75mm以上×1.2m1本と、75mm以上×2.5m×4本（町野式媒介1式及びねじ式接続媒介付き・艀装部上部にカバー付きで固定

装置を設けること)とし、ポンプ室後方吸水口接続の吸管先端には消火栓媒介金具を取り付けること。

なお、吸管の引き出しが容易に行えるよう吸管引き出し口には金属製の三方ローラー及び巻き取り装置下部には金属製の補助ローラーを設けること。

また、電動吸管巻き取り装置の吸管巻き取り速度は一定速度のものとする事。
(チェーンレス方式)

(3) 車体側面に窓付きエジェクター装置を設けること。

バルブはボールコックとし、一度に全開にしても落水しない構造とすること。

(4) 吸水口コックの排水は、ポンプスイッチと連動し排水出来る集中ドレーン構造とすること(非常用手動ドレーン付き)。

(5) 開閉コックの操作は、左右ともに前方側で開となること(中継口も同様とする)。

(6) 吸水管には、15mのクレモナロープ(10mm、2式)用意し、消火栓結合金具に、プラスチック製ストレーナー(藤かごをワンタッチで接続出来るもの1式)及び低水位対応吸水装置(1式)をそれぞれ用意すること。

(7) 放水口は、65mmボールコックとし、ポンプ室左右に各2口を適当な間隔で設けること。

なお、放水口には、65mm差込オス媒介金具及びマルチコネクター媒介金具(共にスィーベル型)を左右に各1個取り付けること。

(8) 中継吸水口は65mmボールコック(ストレーナー付き)とし、ポンプ室左右に各1個設け、65mm差込メス媒介金具を取り付けること(チェーン付きフタを附属)。

(9) 放水口、中継口ボールコック等の排水が完全に出来る構造であるものとする事。

(10) 主ポンプ、吸水口、中継口の水抜きはPTO作動に連動させること。

なお、放水口の排水装置は左右に各1個、手動バルブ(ボールコック)にて設けること。

8 ポンプ配管

- (1) 配管曲部はつとめて大きく取り、摩擦損失を最小限に抑えること。
- (2) 配管の結合は点検、修理時に容易に脱着出来る構造とすること。
- (3) 各配管は耐久性向上のため緩衝装置を設け耐腐食性の高いステンレス製又は亜鉛メッキのどぶ漬け加工を施すこと。
- (4) 車体を有効に火炎等の輻射熱から守れるよう自衛噴霧装置を設けること。
配管内の残水を抜けるようにボールコック式の排水バルブを設けること。

9 ドレーン

- (1) ドレーンは、銅パイプ又は樹脂製チューブにより、全ての配管から残水を排出出来る構造とすること。
- (2) 各配管の排出バルブは、ボールコックとし、吸水系統と排水系統に色分けし、ポンプ操作部付近に取り付けること。
なお、各ボールコックにはリミットスイッチを設け、当該ボールコックが開放していることをポンプ集中操作装置又は警告灯により確認出来る構造とすること。
- (3) 吸水及び中継放水コックには、残水排出用のドレーンを取り付けること。
- (4) 配管は途中で固定し、振動対策を施すとともに、ポンプ等の点検に支障のないようにすること。

10 冷却装置

- (1) 冷却配管は、バルブ、ガラスボール付きストレーナーにより、ポンプ、ミッション、オイルクーラーを経て補助クーラーに至るものとする。
なお、バルブ、ガラスボール付きストレーナー間には配管の詰まりを考慮して、予備回路を併設すること。
また、放水中にポンプより加圧された水でP T Oギヤケース及びサブラジエーターを強制的に冷却する装置を設け、冷却水は有効に活用出来る配管とすること。
- (2) 操作はポンプ室右側の操作しやすい位置に冷却水バルブを設け、配管はシンフレックスタイプ又は銅パイプとすること。

- (3) ポンプ集中表示盤ディスプレイに冷却水の送水を示す表示を設けること。
- (4) 配管の途中に振動の相違が生じる場合は、フレキシブルパイプ等を利用して振動の吸収を図ること。

1 1 ポンプスロットル

- (1) エンジンスロットルは電子式とし、回転式スロットルノブを車体左右にそれぞれ任意の位置に設けるものとする。操作は、車体左右どちらにおいても、時計回り操作時は、エンジン回転数が上昇し、反時計回り操作にてエンジン回転数が下降するものとし、円滑にして微調整が可能であること。また、スロットル固定機能として、不用意にスロットルに触れてもエンジン回転の上昇を防ぐような機能を設けること。ただし、固定した場合でも安全方向（スロットルダウン）には操作出来るものとする。
- (2) 故障等に備えて別途非常用操作装置を設けること。

1 2 自動調圧装置

放水圧力制御機能を設けること。放水圧力制御機能は、放水圧力を放水量や吸水条件の変化によらず設定した放水圧力を自動的に保つ様、エンジン回転数を自動制御するもので、吸水条件の著しい変化により放水圧力が保てない場合、自動的にエンジン回転をアイドルまで下げる機能も有するものとする。

なお、スロットルノブ操作にて放水圧力を設定後、スイッチ操作にて放水制御機能が作動する機能と、放水圧力が予め設定した放水圧力を超えないようにエンジン回転数を制御するスロットル上限機能が選択出来るものとする。

1 3 不凍液注入装置

ポンプ及び真空ポンプ配管の凍結防止のため、カップラー式不凍液注入装置（注入ホース付き。詳細は別途協議）を設けること。

第5章 水槽関係

1 水槽

水槽にはGFRPを用いた1,800L以上の容量とし、振動及び衝撃等に

より損傷及び緩み等を生じないように車台に固定、配管には緩衝装置を施して設置すること。

なお、水槽上部にはマンホール、内部には水の動揺を防止する防波板を設け、0.03MPaの水圧に対し、変形及び漏れがない構造であること。

2 構造

- (1) 水槽から主ポンプへ吸水連結管は、内径75mm以上とし、その途中にはジョイント及びボールコックを設け、車両両側で操作出来るものとする。
- (2) 水槽は、自己補給が可能であり、主ポンプ吐水側と内径40mmジョイント及びボールコックを介して接続し、車両両側で操作出来るようにすること。
- (3) 水槽には補給口（65mm差込メス媒介金具、タンク停止弁付き）を水槽左右側面に各1箇所設けること。
- (4) 水量計は、電子水量計又は透明チューブに浮子を使用したチューブ方式とし、左右液晶モニター又は直接目視にて確認が出来ること。
- (5) 水槽には、オーバーフローパイプ及び排水バルブ又はコックを取り付けること。
- (6) 水槽内部は、清掃及び補修が容易な構造であること。
- (7) 水槽水取り出し口を左右補給口付近に各1箇所設けること。

第6章 薬液槽関係

1 薬液槽

①300L以上の耐腐食素材を用いた薬液槽（板厚3mm以上のステンレス鋼板（JIS SUS316）又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するもので造られた密閉型で、必要に応じ内部に完全な間仕切りを設けるものとし、泡消火薬液が流動する部分の配管のうち、直管はステンレス（JIS SUS304）又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものとし、その他の配管の部分及び接手、弁等並びに混合液の流動する部分は、腐食し難い材料で造られ、又は腐食に耐え得るように被覆してあること。）とし、振動及び衝撃等により損傷及び緩み等を生じないように車台に固定、配管には緩衝装置を施して設置すること。

② 泡消火薬液槽には、泡消火薬液注入口、通気管、泡消火薬液の取出口を設けてあること。なお、水槽上部にはマンホール、内部には水の動揺を防止する防波板を設け、0.03MPaの水圧に対し、変形及び漏れがない構造であること。

2 構造

- (1) 薬液槽から主ポンプへの配管は、耐腐食素材を用いた内径40mm以上とし、その途中にはジョイント及びボールコックを設け、車両両側で操作出来るものとする。
- (2) 薬液量計は、電子水量計又は透明チューブに浮子を使用したチューブ方式とし、左右液晶モニター又は直接目視にて確認が出来ること。
- (3) 薬液槽には、オーバーフローパイプ及び排液バルブ又はコックを取り付けること。
- (4) 薬液槽内部は、清掃及び補修が容易な構造であること。

第7章 薬液混合装置関係

1 泡消火薬剤混合装置

- (1) 混合装置は自動ポンププロポーション式とし、薬剤の種類に応じ適正な混合比を常に確保できる構造であること。

薬液槽から車両両側に設けた液晶モニターを操作することで吸液が可能なこととし、自動混合は手動でのバルブ操作等を必要とせず、液晶モニター操作ボタンにて混合が開始できることとする。

薬液槽が空になった場合でも薬液を使用できるように外部吸液装置を設けること。

- (2) 泡消火薬剤が流動する部分の配管及び継手、弁等並びに混合液の流動する部分は腐食し難い材料で製作するか、腐食に耐え得るように被覆していること。
 - ①混合流量範囲を、500ℓ/min～1,200ℓ/min以上とすること。
 - ②泡消火薬剤混合装置は、洗浄が容易にできるものであること。
 - ③外部吸液コックをポンプ室右側側面に設けること。

第8章 ホース延長資機材及び昇降装置

1 ホース延長用資機材

- (1) 本体は、加納式ホースレイヤー（ブレーキ付、折畳式タイヤ）とし、65 mmホース10本が積載可能であること。
- (2) ホースレイヤーの上蓋は、取り外しが可能な構造とすること。
- (3) 本体に、分岐管、管そう及び媒介金具等取付装置を設けること。
なお、ホースレイヤー上蓋に50 mmホース数本が積載出来る措置を講ずること（別途協議）。

2 動力昇降装置（展開式）

- (1) 動力昇降装置は電動油圧方式とし、ホースカーの展開に十分に耐えうる昇降能力を有すること。
- (2) 動力昇降装置にリミットスイッチを設け、作動状況を知らせる警告灯及びサイドブレーキを解除した際の警報音装置を別途指定する位置に取り付けること。
- (3) 昇降作動スイッチに夜間操作時に必要な作業灯を設けること。
- (4) 非常時には、手動にて昇降出来る手動昇降装置を設けること。

第9章 放水器具等

1 管そう

- (1) 管そうは、ガングリップタイプとすること。
- (2) ノズル及び媒介金具等は、別表附属品に指示したとおりとする。

2 取付品及び附属品

- (1) 本仕様書に指示する取付品、附属品等については別表のとおりとする。
なお、別表で指示する物品の他に、規格上必要なものは全て附属すること。
- (2) 取付品、附属品のうち必要な物品及び別に指示する物品は、現物合わせにより固定金具を設けること。
- (3) 灯火類及び附属品のうち必要に応じてその機能を損なわない形状のステン

レス製保護枠を取り付けること。

(4) 取付品、附属品の積載場所は、別途指示すること。

第10章 塗装及び記入文字関係

1 塗装

(1) 外板部塗装は、消防庁レッド又は同等品とすること（別途協議）。

(2) 外板部は、特殊化学液にて錆落としの上、素地調整を行い、プライマー、パテ付き、水研ぎ、サーフェイサーを行った後、熱風乾燥炉にてよく乾燥させてから3回以上の吹き付けを行い、再び熱風乾燥炉にて乾燥させ、磨き、艶出し仕上げを行うこと。

(3) その他の塗装する部分は、十分に素地調整を行った後、上塗りを3回以上行うこと。

(4) アルミ縞板、ステンレス板、メッキ加工品、樹脂製品以外の部分は全て塗装を施し、金属露出部分がないようにすること。

(5) フロントバンパー及びフロントバンパー上部のアルミ縞板は別途指示する色で塗装すること。

(6) ポンプ室及び各ボックス内部は、アルミ地とし塗装なしとする。

(7) 各種配管は法定塗色とすること。

(8) 塗装は、長期間の使用及び塩害（凍結防止剤）から車両を保護出来るものであること。

なお、車両下回りは、塩害等から車両を保護するためのアンダーコーティング塗装を納車前に実施すること。

(9) その他特に指定のない部分は、当組合と協議すること。

2 メッキ

次に掲げるものには、良質のクロームメッキを施すこと。ただし、鉄製品には銅メッキを施すこと。

(1) 各操作レバー、バルブ類

(2) 各計器類、サーチライト等の取付品

(3) 各媒介金具等の附属品

- (4) 取手、手すり、止め金具等
- (5) その他塗装を施していない部分

3 記入文字等

- (1) キャビン両側面ドアに、次により「匝瑳市横芝光町消防組合」と記入とすること。

ア 書 体 丸ゴシック体（カッティングシール）

イ 書き方 横文字左書きで記入

ウ 字 色 白色

エ 大きさ 120mm×120mm

- (2) 標識灯には次により「匝瑳署」と記入すること。

ア 書 体 丸ゴシック体（カッティングシール）

イ 書き方 左側から記入

ウ 字 色 黒色

エ 大きさ 別途指示

- (3) 車両後部に、次により「匝瑳市横芝光町消防組合」と記入すること。

ア 書 体 丸ゴシック体（カッティングシール）

イ 書き方 左側から記入

ウ 字 色 白色

エ 大きさ 別途指示

- (4) キャビン上部又は後部収納庫上部には次により「千葉県」及び「匝瑳化学1」と記入すること。

ア 書 体 丸ゴシック体（カッティングシール）

イ 書き方 別途指示

ウ 字 色 黒色

エ 大きさ 別途指示

- (5) 車両資器材収納部（両側面及び後部）のアルミシャッターに、当組合の指定する文字及びデザインを施すこと。

- (6) 各記入文字については塗装終了後に配置、大きさ等について当組合と協議すること。

- (7) 車両の両側面（キャビンを含む）及び後部に夜間における車両の視認性を向上させるため、再帰性に富んだ反射材を貼り付けること（形状及び貼付け位置は別途協議）。
- (8) 積載品及び附属品に、黒色または白色で「匠瑳署」と記入する（ステッカー又はカッティング可）。
- (9) コックの開閉や各種注意を喚起するコーションラベルを当組合が指示する場所又は必要と思われる場所に貼るとともに、注油箇所及び給油箇所には注油又は給油に必要な装置を設け、塗装出来る場合は黄色に塗装すること。
- (10) 機器の操作部分には、操作ネームプレートを取り付けること。

第11章 検査

1 中間検査

- (1) 検査時期は、各装備品が仮設置出来る時点とする。

なお、電装品も作動状況等が確認出来るよう仮設置した状態が望ましい。
また、指摘事項等については、受注者が速やかに改修、取付け等を行うこと。
- (2) 隠ぺい部は中間検査時に、隠ぺいし、確認できない部分については、当該車両を確認出来るよう写真及びデータを制作順に記録して検査時に1部提出すること。

2 完成検査

納入時に納入場所において本仕様書、承認図等に基づき次に掲げる検査を実施する。

- (1) 艀装全般検査
- (2) 取付品及び附属品検査
- (3) 外観検査
- (4) その他必要な検査

3 特別検査

上記以外に発注者及び受注者がそれぞれ必要と認めるときは、特別検査を実

施出来るものとする。

4 実施方法

- (1) 当組合に提出した製作工程表に基づき、検査を受けられる状態で日程を調整すること。
- (2) 検査を受ける際は、実施予定日の14日前までに書面をもって当組合へ連絡すること。
- (3) 検査にあつては、営業担当者及び設計担当者が必ず立ち会うこと。
- (4) 検査不合格の場合は、不具合等の内容及び改善対策事項を記載した書類を速やかに提出し、承認を受けること。

なお、承認を受けた事項については、14日以内に改善し、当組合へ改善完了の書類を速やかに提出すること。

また、完成検査における検査不合格は、再検査を受けること。

5 その他

- (1) 上記の検査を通じて振動、異音、発熱等の異常を認めた箇所については直ちに修復の上、再検査を受けなければならない。
- (2) 納入に至るまでの検査、故障、修理等に要した費用の一切は受注者の負担とする。
- (3) 必要と思われる事項については、当仕様書に記載のない場合でも打合せ等で積極的に当組合に提案すること。

第12章 補足

1 登録手続き

- (1) 次に掲げる項目については受注者が代行し、検査等を伴うものにあつてはこれに合格した後、車両を納入すること。
 - ア 当組合が指定する車両の廃車手続き、引取り等については受注者の負担で行うこと。廃車の手続きについて、当組合と協議すること。
 - イ 千葉県公安委員会の緊急自動車の指定申請（届出）に関すること。
 - ウ 関東陸運支局の車体検査登録に関すること。

エ 車両の新規登録に係る重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル料については、当組合が負担する。

オ 本事業の廃車には入替車両（現匠瑳化学車）の他に車両の統廃合に係る別途車両（現野栄ポンプ1）の廃車手続き、引取り等については受注者の負担で行うこと。廃車の手続きについて、当組合と協議すること。

(2) 車両ナンバーについては登録時の西暦とすること。

2 納入

(1) 次に掲げるとおり納入すること。

ア 納入場所 千葉県匠瑳市八日市場ホ7 1 5 番地
匠瑳市横芝光町消防組合匠瑳消防署

イ 納入期限 令和 7年 3月28日（金）

(2) 車両及び積載品は、全て検査に合格したものを納入すること。

(3) エンジンキー、資機材収納庫等の鍵は、各2本納入すること。

(4) 保証書、説明書等の資料は、一括保管出来るようファイルした状態で2部提出すること。

(5) 車両の燃料並びに資機材の燃料及びオイルは満タンの状態で納入すること。

3 技術指導の実施

受注者は、納入に際して次に掲げる事項について技術指導を行うものとし、これに要する経費（資料等を含む）は、受注者が負担すること。

なお、実施時期、実施回数、実施場所等については総務課と協議の上、実施すること。

(1) ポンプ運用

(2) 車両の取扱説明

(3) メンテナンス方

(4) その他必要な事項

4 その他

(1) 受注者は、納入車両及び資機材が長期間使用出来るよう、細心の注意を払

- って製作し、納入するとともに、技術的提案を積極的に行うこと。
- (2) 設計及び製作に当たり権利上又はその他の問題が生じたときは、受注者の責任において、その責任を負うものとする。
- (3) 保証期間は、完成車の納入日から1年間（塗装、メッキは2年間）とする。
ただし、保証期間後であっても、設計及び工作の不良に起因する不具合が生じた場合は、無償で交換又は修理を行うこと。
- (4) シャーシ及び機器のメーカーの保証期間が1年間を超える場合は、当該メーカーの保障期間とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項であっても、車両の製作上、当然必要と思われるもの及び受注者が公表している標準仕様のものについてはそれらを施工し、又は附属させるものとする。
なお、シャーシ及び機器のメーカーの標準仕様についても同様とする。
- (6) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、必ず当組合と協議すること。
なお、当該疑義を協議せずに一方的に施工し、かつ、当組合の解釈と異なる場合は、当該施工は全て無効とし、再度当組合の解釈のとおり施工しなおすこと。
- (7) 本仕様書に記載が無い事項について、当該車両を使用する上で当然必要と思われる事項については、受注者の負担及び当消防本部と協議すること。
- (8) 本事業を通じて新規提案等は積極的に行うこと。